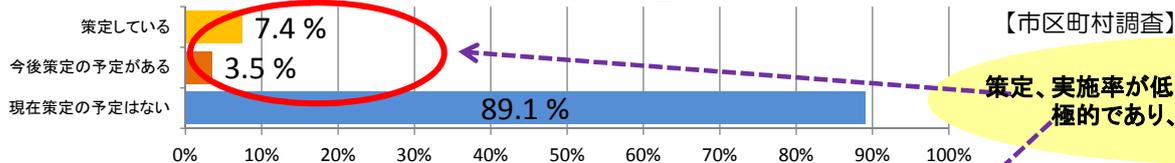


事務職員の資質・能力の向上

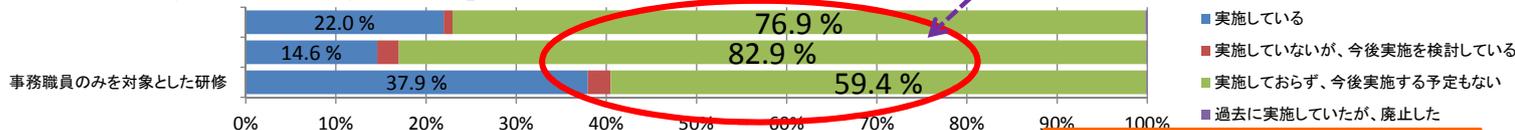
- ◆事務職員研修の充実により、事務職員にとどまらず学校の組織力の向上に寄与。
- ◆しかし、市区町村立学校における事務職員研修の体系化や実施率は低い水準。

【教育委員会による市区町村立学校事務職員の研修に関する指針・基本計画の策定】



【市区町村調査】
策定、実施率が低いだけでなく、今後の予定にも消極的であり、好事例等の普及が必要。

【市区町村立学校事務職員向けの研修の実施形態】



研修制度の事例

＜取組事例：三重県教育委員会＞

○以下のような経緯を経て、事務職員の共同実施を中心に据えた事務職員研修の体系化を図っている。

- ①H11の学校事務の果たす役割と職内容の明確化
- ②H14以降の事務職員による事務職員研修の企画運営
- ③H18の共同実施本格化を機に、事務職員研修の共同実施

○研修は、新規採用者から共同実施のグループリーダーまで、経験年数と役職別、それぞれのライフステージに応じた研修等を行っており、研修は一部を除き、すべて事務職員のみで実施。

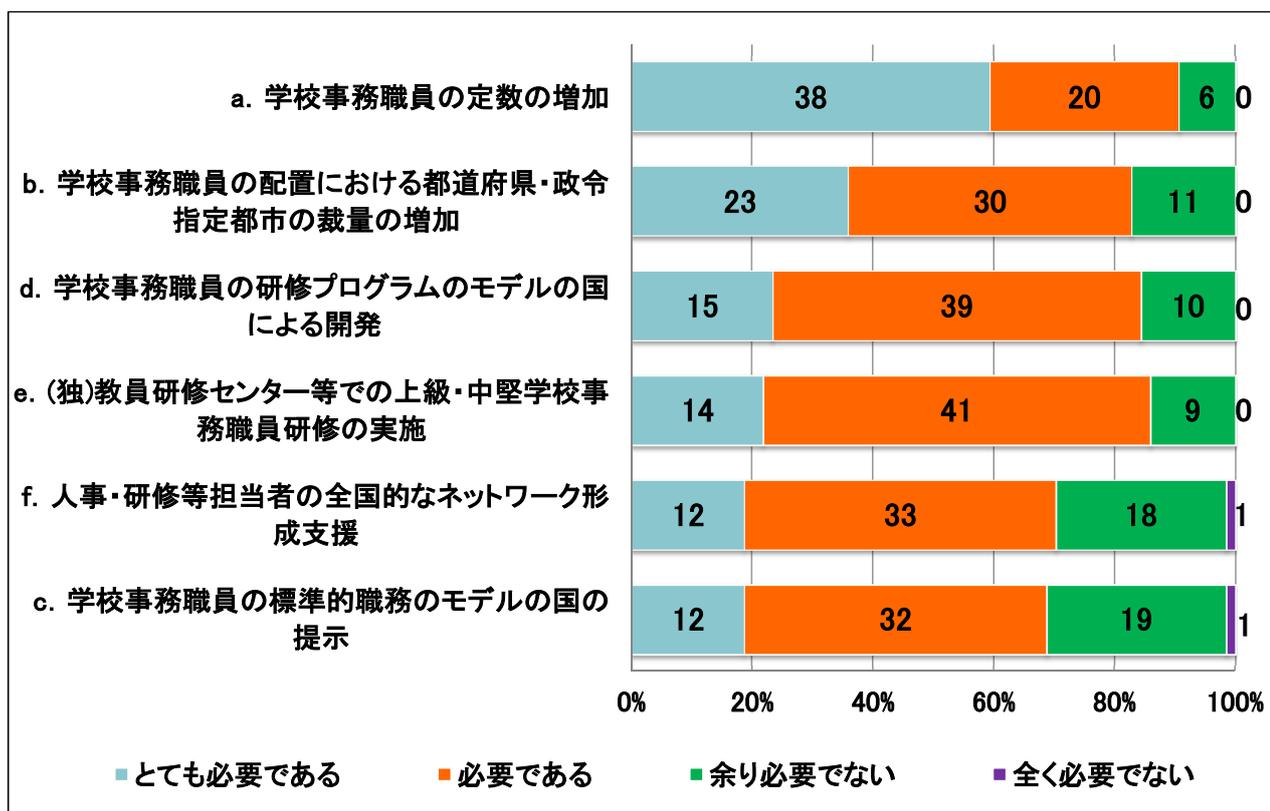
（平成25年度学校事務職員研修体系）



○このような体系的な研修制度により、以下のような成果が出ている。

- ①早い時期から職に対する自覚を養うとともに、学校の組織運営、教育環境作り等の役割を果たすための自己研鑽の意欲の高まり
- ②経験豊かな職員の力の向上と、それらが集まることによる相乗効果から生まれる共同実施の組織力の向上 など

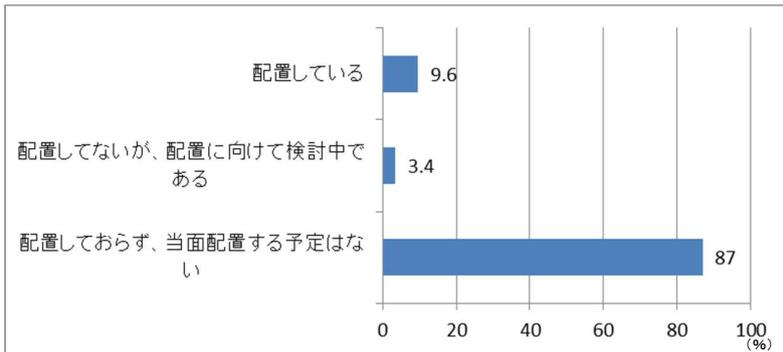
学校事務職員の職務の明確化・人事・人材育成に関する今後の国レベルの取組への期待



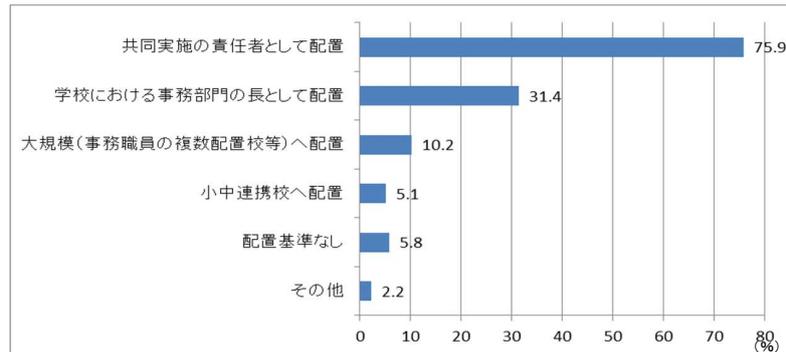
事務長の設置状況等

※「規則に規定された事務長」とは、学校教育法施行規則第46条に規定される事務長を指す。

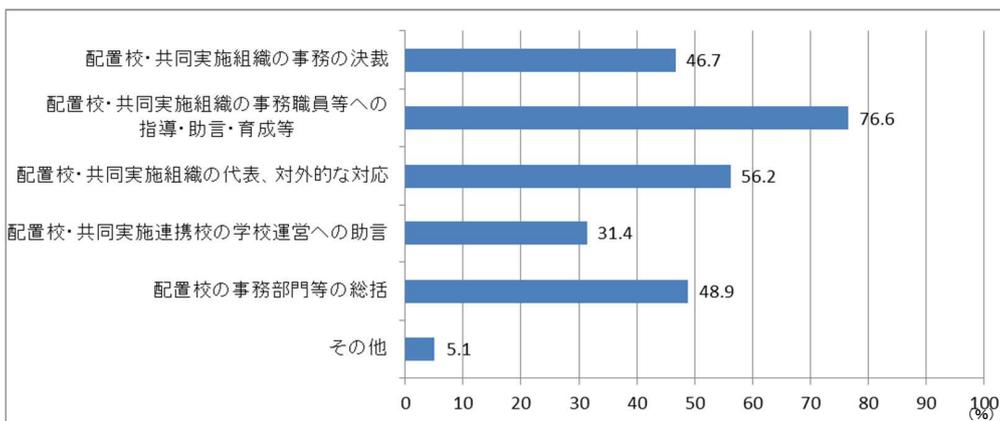
■「規則に規定された事務長」の配置(N=1050)



■「規則に規定された事務長」を配置した(検討している)配置基準(N=137)



■規則の規定により配置した(検討している)事務長の職務内容(N=137)



N:市区町村数

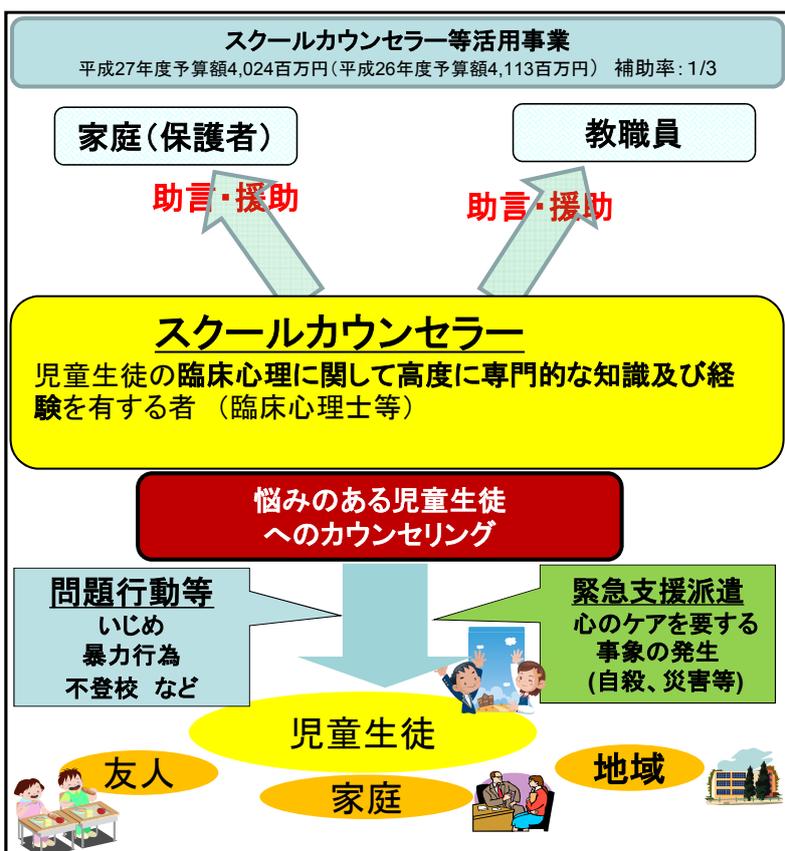
【出典】平成24年度文部科学省委託調査(全国公立小中学校事務職員研究会報告書)

学校におかれる教職員

— 教員以外の専門スタッフ —

学校における教育相談体制の充実

多様な社会的な背景により課題を抱える児童生徒に対する教育相談を充実していくためには、
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的な
スタッフを学校に配置し、教員とともに、その専門性を発揮していくことが重要である。



スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーのそれぞれの職務(東京都の例)

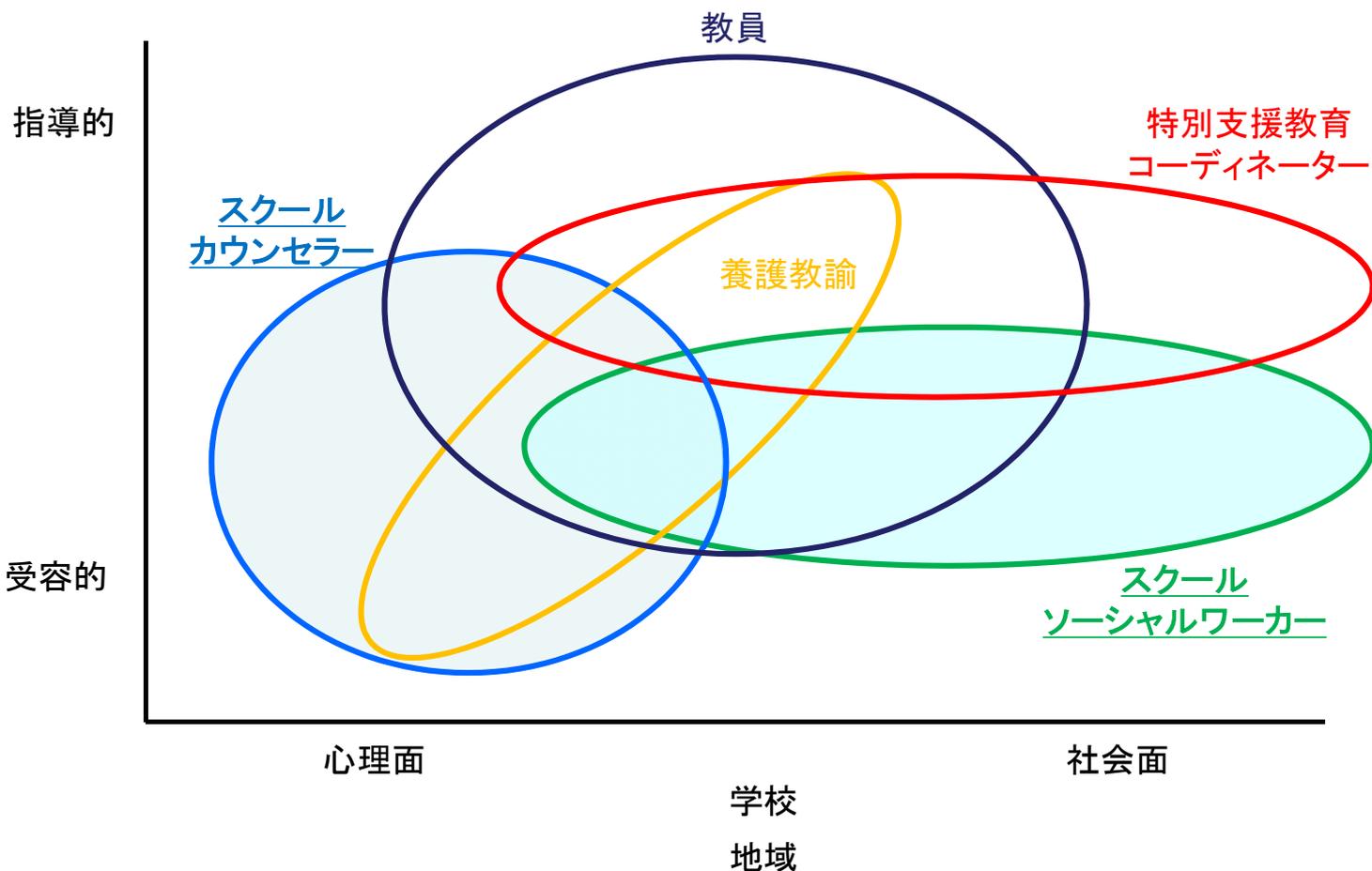
スクールカウンセラーの職務

- (1) 児童・生徒へのカウンセリング
- (2) カウンセリング等に関する教職員、保護者に対する助言・援助
- (3) 児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集
- (4) 児童・生徒のカウンセリング等に関して、配置校の校長や配置を所管する教育委員会が必要と認める事項

スクールソーシャルワーカーの職務

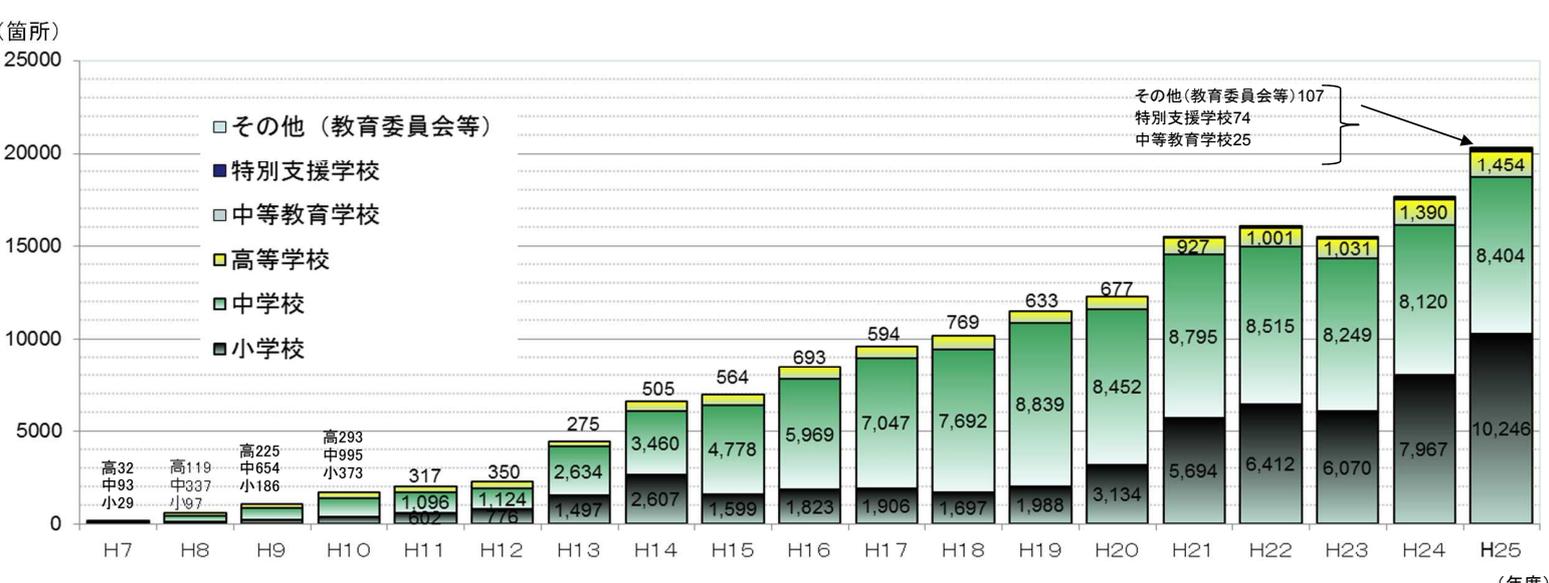
- (1) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの役割分担 (イメージ)



出典：東京学芸大学 子どもの問題支援システムプロジェクト 編 「スクールソーシャルワーカーのしごと」より作成

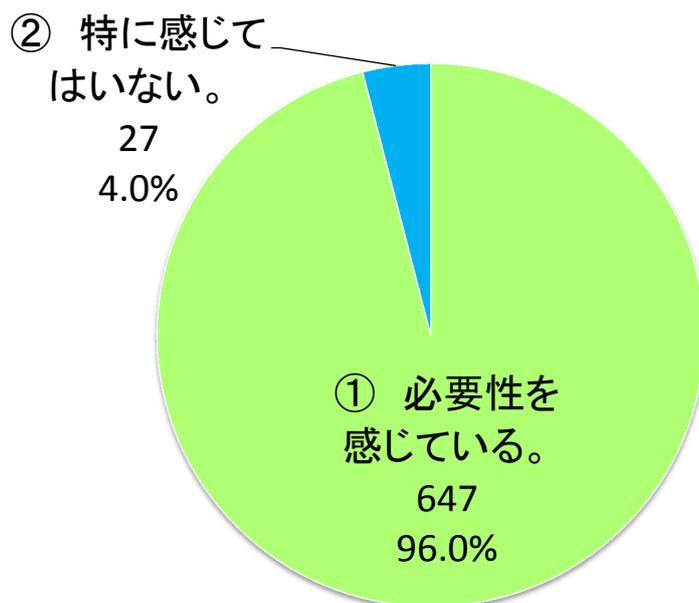
スクールカウンセラーの配置状況



※H12まで調査研究事業（委託事業）、H13から補助事業。
 ※H21から、拠点校を定めず巡回して複数の学校を併せて担当する場合における巡回対象となる学校（巡回校）必要に応じて派遣される学校（派遣校）の形態も可能としている。
 ※H23～は緊急スクールカウンセラー等派遣事業の活用により被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の配置を含んでいない。
 ※H26は計画値。

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
合計	154	553	1,065	1,661	2,015	2,250	4,406	6,572	6,941	8,485
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
合計	9,547	10,158	11,460	12,263	15,461	16,012	15,476	17,621	20,310	21,764

【調査対象学校(N=674)】



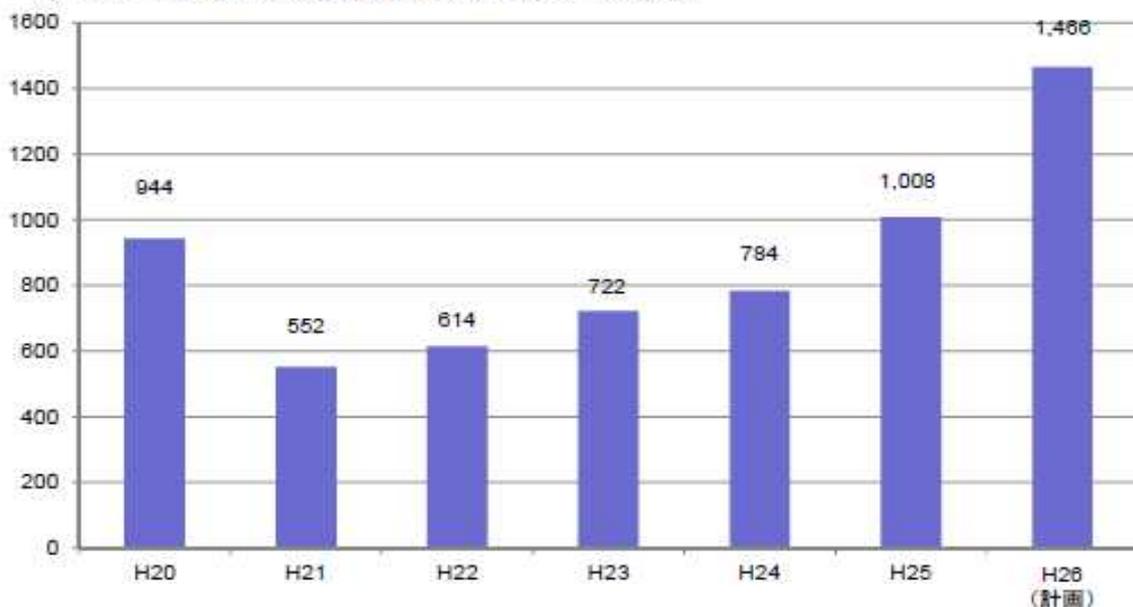
文部科学省調べ(H27. 5)

スクールソーシャルワーカーの配置状況

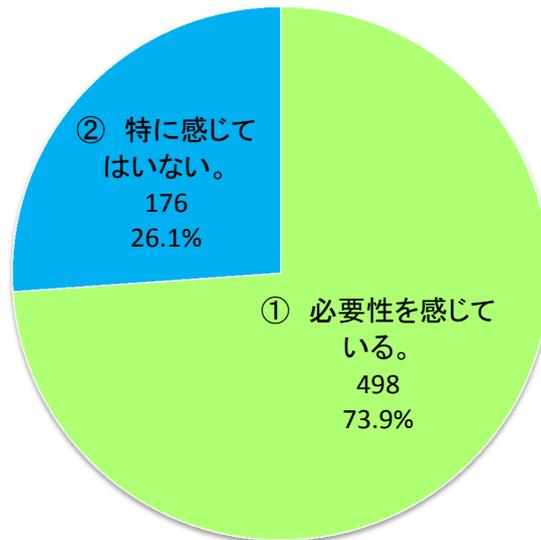
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度(計画)
配置人数	944	552	614	722	784	1,008	1,466
予算額	1,538	14,261 の内数	13,092 の内数	9,450 の内数	8,516 の内数	355	394

(単位:百万円)

- 平成26年度(計画値)は予算上の配置校数である。
- スクールソーシャルワーカー活用調査研究委託事業(平成20年度)一国の全額委託事業(10/10)
- スクールソーシャルワーカー活用事業(平成21～22年度)一都道府県・指定都市に対する補助金(補助率 1/3)
- スクールソーシャルワーカー活用事業(平成23年度～)一都道府県・指定都市・中核市に対する補助金(補助率 1/3)
- 平成21年度～平成24年度は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。
- 平成25年度から、いじめ対策等総合推進事業の一メニューとして実施。



【調査対象学校(N=674)】



文部科学省調べ(H27. 5)

90

医療的ケアを行う看護師等について

- 学校教育法上の規定はない。
- 教育委員会が、学校においてたんの吸引や経管栄養などのいわゆる「**医療的ケア**」を必要とする幼児児童生徒の状態に応じ雇用・配置。多くは非常勤職員として配置。

1. 職務の内容

- 医療的ケア（たんの吸引、経管栄養※その他の医行為）の実施
- 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への指導等に携わる教職員への指導・助言
- 医療的ケアに関する保護者相談対応、主治医・放課後等デイサービス等との連絡 等

※ たんの吸引 … 筋力の低下などにより、たんの排出が自力では困難な者などに対して、吸引器によるたんの吸引を行う。
 経管栄養 … 摂食・嚥下の機能に障害がある場合に鼻腔等から胃までチューブを通したり、直接胃や腸までチューブを通したりして、栄養剤等を注入する。

2. 処遇

- 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。
- 平成25年度より、国において特別支援学校へ看護師等を配置するために必要な経費の1/3を補助。
 (補助上限額は一人当たり70万円)

3. 配置状況

- 公立特別支援学校において、日常的に医療的ケアが必要な幼児児童生徒7,794人、配置されている看護師等1,450人。
- 公立小・中学校において、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒976人、配置されている看護師等379人。
- 特別支援学校以外の学校への配置は国の補助事業の対象外であるが、特別支援学校に配置された看護師が地域の学校を巡回することも可能としている。

< 公立特別支援学校 >

	医療的ケア対象幼児児童生徒		看護師数（人）
	在籍校数（校）	幼児児童生徒数（人）	
平成23年度	615	7,531	1,291
平成24年度	615	7,842	1,354
平成25年度	622	7,774	1,450

< 公立小・中学校 >

	医療的ケア対象児童生徒		看護師数（人）
	在籍校数（校）	児童生徒数（人）	
平成25年度	548	813	352
平成26年度	524	976	379

※ 配置状況はいずれも平成26年5月1日現在。 特別支援学校等の医療的ケアに関する調査

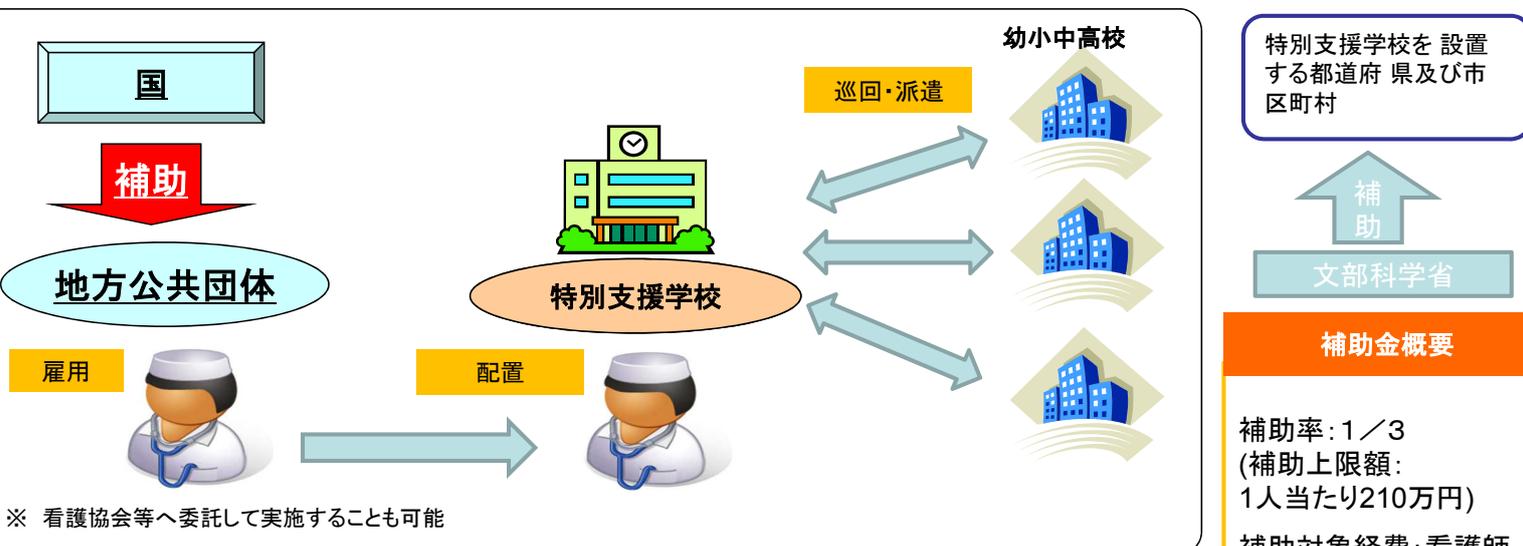
92

特別支援教育専門家(看護師等)配置事業

【目的】 近年、特別支援学校で日常的にたんの吸引や経管栄養などのいわゆる「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している。医療的ケアの中には一部教員が実施を許容されているものもあるが、多くは看護師等の医療関係者しか対応できないケアである。

こうした状況を踏まえ、特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実を図るため、特に看護師配置の充実が必要とされる特別支援学校について、看護師配置に必要な経費の一部補助を行う。

※ H27予算 235,050千円



※ 看護協会等へ委託して実施することも可能



想定される業務例

- ・医療的ケアの実施
- ・教員への指導・助言
- ・研修の講師 等

看護師配置の効果

○看護師

- 共に学校生活を送ることを通して信頼関係を築くことができ、それを基礎に医療的ケアの自立に向けた支援ができる。
- 医療的ケアの自立に必要な事をすぐに担任に相談でき、指導に反映させてもらえる（体の動きや時間の管理、清潔の意識等）。
- 看護師が学校生活を知ることで、対象児の生活スタイルに合わせた医療的ケアの仕方を提案することができる。
- 他の児童生徒に医療的ケアの大切さ等を伝えることができる。

○学級担任

- 看護師が健康観察をしてくれるため、安心して児童生徒を学習活動に参加させることができる。
- 児童生徒が自分で医療的ケアをするようになった後、担任や養護教諭がどのようにかかわればよいかなどについて、日々の学校生活を通して教えてもらえる。
- 医療的ケアの自立に向けて、日常の学習活動で指導できることは何かを、看護師と一緒に考えられる。
- 児童生徒の成長と一緒に喜べる。

○管理職

- 担任が精神的なゆとりを感じることで、学級全体の学習指導、生活指導に集中することができ、他の児童生徒にとってもよい環境がとれている。
- 学校に務める医療の専門家として、医療と教育の橋渡ししやすい合わせをする役割を果たしている。
- 保護者が安心して子どもを学校に送り出すことができている。
- 本人や担任、養護教諭のよき相談相手になっている。

○児童生徒とその保護者

- 学校での医療的ケアを看護師が行うことで、家庭生活と学校生活を分けることができる。子どもが「子どもの社会」を十分に楽しめる。
- 保護者以外の人から医療的ケアを受けることを経験する機会となる。
- 子どもの成長について、専門家の視点で意見をもらえる。
- 保護者自身、自分の時間がとれる。仕事を持つこともできる。



- 看護師さんは、導尿が必要な理由や体の不思議を教えてくれる。
- 医療的ケアでできるようになったことを先生たちに伝えてくれるからみんなに「すごいね」って言われる。またチャレンジしようと思う。
- 医療的ケアが大切なことだと友達にも伝えてくれているから安心。



出典：平成27年3月20日 チーム学校作業部会

仙台市教育局学校教育部特別支援教育課 赤間課長 提出資料

94

特別支援教育支援員について

- 学校教育法上の規定はない。
- 教育委員会が、幼稚園、小・中学校及び高等学校に在籍する**障害のある幼児児童生徒の実情に応じ、日常生活上の介助や学習活動上のサポート等を行う支援員を雇用するなどして配置**。多くは非常勤職員として配置。
- 特別支援教育支援員が共通して有すべき資格はなく、対象となる幼児児童生徒の支援に必要な技能等を有する人材を採用。

1. 職務の内容

○ 日常生活上の介助

例) 食事・排泄の介助、教室の移動補助

○ 発達障害の幼児児童生徒に対する学習支援

例) ・LDの幼児児童生徒の困難（読み、書き等）に応じた読み上げ、代筆
・ADHDの幼児児童生徒の安全確保や居場所確認
※ LD：学習障害、ADHD：注意欠陥多動性障害

○ 幼児児童生徒の健康・安全確保

例) 他者への攻撃や自傷などの危険な行動の防止

○ 周囲の幼児児童生徒の障害理解促進 等

2. 処遇

- 各都道府県等の規程に基づき所要の報酬等が支給される。
- 平成19年度より公立小・中学校における地方財政措置を開始。平成21年度に公立幼稚園、平成23年度に公立高等学校の措置を開始。

3. 配置状況

- 公立幼稚園、小・中学校、高等学校に計49,706人が配置されている。（平成26年5月1日現在）

特別支援教育支援員の配置状況

	幼稚園		小・中学校		高等学校		計		地財措置額
	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	地財措置	活用人数	
18年度	—	3,299	—	18,200	—	226	—	21,725	—
19年度	—	3,513	21,000	22,486	—	278	21,000	26,277	約250億円
20年度	—	3,437	30,000	26,092	—	224	30,000	29,753	約360億円
21年度	3,800	3,779	30,000	31,173	—	219	33,800	35,171	約387億円
22年度	3,800	4,252	34,000	34,132	—	341	37,800	38,725	約435億円
23年度	4,300	4,460	34,000	36,524	500	367	38,800	41,351	約443億円
24年度	4,500	4,807	36,500	39,371	500	443	41,500	44,621	約476億円
25年度	4,800	5,217	39,400	41,157	500	483	44,700	46,857	約514億円
26年度	5,300	5,638	40,500	43,586	500	482	46,300	49,706	約530億円

(人)

※活用人数については、各年度とも5月1日現在のもの(文部科学省特別支援教育課調べ)。

特別支援教育支援員の地方財政措置について

【27年度措置予定額：約569億円(26年度措置額：約530億円)】

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助(食事、排泄、教室の移動補助等)、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。



■特別支援教育支援員の配置に係る経費(拡充)

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。

学校種	平成27年度	平成26年度
幼稚園【拡充】	5,600人	5,300人
小・中学校【拡充】	43,600人	40,500人
高等学校	500人	500人
合計	49,700人 (事業費:約569億円)	46,300人 (事業費:約530億円)

平成19年度～:公立小・中学校について地方財政措置を開始
 平成21年度～:公立幼稚園について地方財政措置を開始
 平成23年度～:公立高等学校について地方財政措置を開始



ICT支援員とは

学校における教員のICT活用(例えば、授業、校務、教員研修等の場面)をサポートすることにより、ICTを活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行う。
(地方公共団体に配置されているICT支援員の数は平成25年度末で約2,000人)

<ICT支援員の具体的な業務>

- 機器・ソフトウェアの設定や操作、説明
- 機器等の簡単なメンテナンス
- 機器・ソフトウェアや教材等の紹介と活用の助言
- 情報モラルに関する教材や事例等の紹介と活用の助言
- デジタル教材作成等の支援 等

課題の発見と解決に向けた子供たちの主体的・協働的な学びを進めて行くためにはICTの活用が重要

- ▶ ICTを活用した教育を推進するためには教職員をサポートするICT支援員が重要な役割を果たす
- ・ICT環境整備状況や教員のICT活用指導力は自治体ごとに異なっており、自治体の状況に応じてICT支援員に求められる能力も多様化している

ICT支援員導入の事例について (東京都日野市)

概要

- ・「日野市の全ての学校で、全ての教員がICTを活用した指導を実施できるようにする」ための方策として、ICT支援員(メディアコーディネータ)制度を平成18年度(2006年度)に導入
- ・市教育委員会が主導してICT支援員の活動をサポート
 - 校長のリーダーシップによるICTを活用した教育の推進やICT支援員が活躍できる校内の雰囲気づくり
 - 企業や学識経験者の協力による実践的な指導・助言
 - ICT支援員同士の情報交換・勉強会等の支援 等
- ・ICT支援員による継続的・日常的な支援(1校当たり年間約35回の訪問・支援)

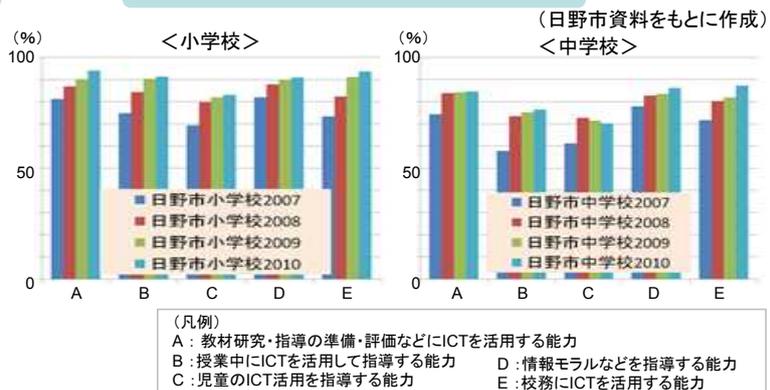
ICT支援員の支援内容の変化

支援の内容	2006年度	2008年度
環境整備に対する支援	21%	7%
授業に関する支援	59%	74%

(日野市資料をもとに作成)

環境整備に対する支援件数の割合が減少し、授業に関する支援件数の割合が増加
⇒ICT支援員に求められる業務が、機器操作やトラブル対応等の環境整備から、授業支援や教材作成など創意工夫を求められる業務に高度化

教員のICT活用指導力の推移



教員のICT活用指導力が向上

ICT支援員の必要性について

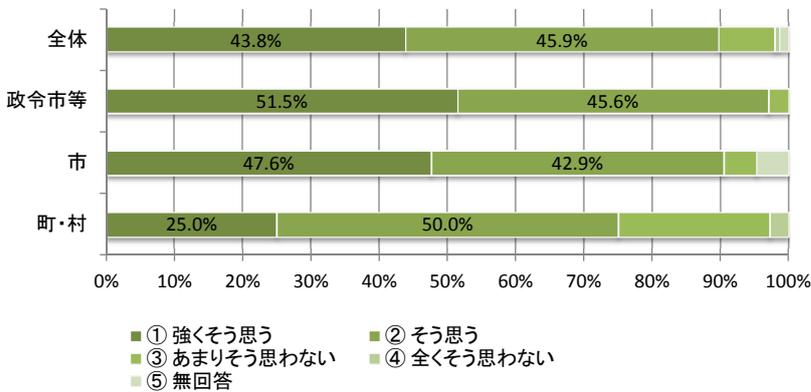
出典：第9回教育用コンピュータ等に関するアンケート調査報告書（平成26年5月 一般社団法人日本教育情報化振興会）

調査概要

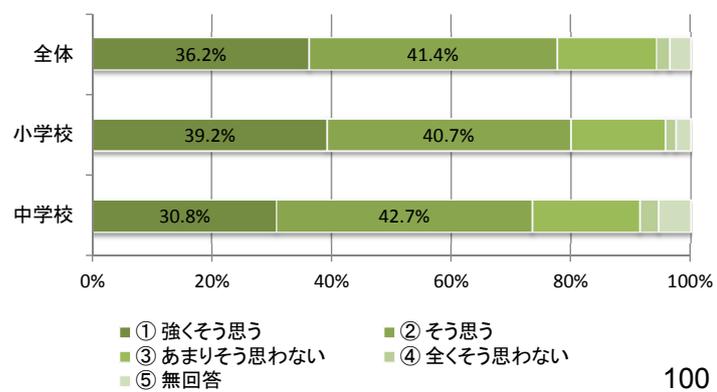
- (1) 調査対象 教育委員会の情報教育担当及び全国公立小中学校の情報担当教諭
- (2) 調査地域 全国の市区町村の教育委員会及び全国公立小中学校
- (3) 標本調査
 - ①全国市区町村の400教育委員会（政令市全市、中核市全市、特別区全区、特例市全市、市町村無作為抽出）
 - ②全国公立小中学校4,200校無作為抽出（小学校2,800校、中学校1,400校）
- (4) 調査時期 平成25年8月～10月
- (5) 調査方法 調査協力依頼と回答（依頼文の郵送、Webサイトからアンケート票のダウンロード）から調査データ回収回答結果のメール送信（事務局で受信）

調査結果

＜教育委員会向け調査＞
授業での活用、校務支援システムの導入などで、ICT支援員の必要性が高まっている



＜学校向け調査＞
学校にICT支援員を配置すべきである



100

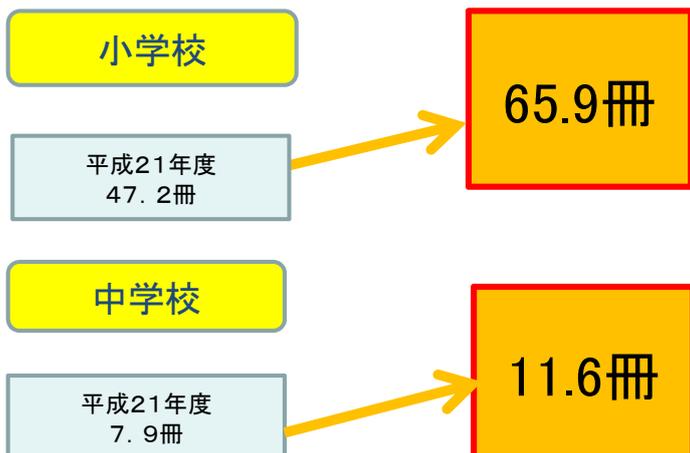
学校図書館の活動の充実について

学校図書館は、学校の教育を充実させる上で欠くことのできない基礎的な施設であり、近年では、国語や社会、美術等における調べ学習等、様々な授業での活用を通じ、「アクティブ・ラーニング」を支援していくことが期待されている。

□読書活動の推進（荒川区）

荒川区（平成21年度から学校司書全校配置）における一人当たり貸出冊数の推移

貸出冊数（一人当たり／年）



□司書教諭と学校司書とが連携して行う学校図書館を活用した授業（横浜市白幡小学校）

教師の授業観・教材観の改善
～授業を変えた、読書単元の開発【国語】～



2年国語 「がまくん」シリーズをよんで、お気に入りを読もう

学習指導要領における主な記述（小学校 国語）

「読むこと」の指導事項

- ・読んだ本について、好きなところを紹介すること。

101

司書教諭と学校司書について

平成9年
学校図書館法改正

平成26年
学校図書館法改正

司書教諭

- ・学校図書館を活用した教育活動の企画 等



学校司書

- ・日常の運営・管理
- ・教育活動の支援 等



- 学校図書館の運営の改善及び向上
- ・開館時間の確保
 - ・授業での活用促進
 - ・「心の居場所」
 - ・読書好きの増加

	司書教諭	学校司書
設置根拠	学校図書館法の規定により、12学級以上の学校に必置。 《学校図書館法第5条第1項》 ※ 11学級以下の学校については、当分の間、設置を猶予。	学校図書館法の規定により、学校には、司書教諭に加え、学校司書を置くよう努めなければならないとされている。 《学校図書館法第6条第1項》
業務内容	学校図書館の専門的職務を掌る。 ○ 学校図書館資料の選択・収集・提供 ○ 学校図書館を活用した教育活動の企画の実施 ○ 教育課程の編成に関する他教員への助言	※ 制度上の業務の定めなし。 ○ 図書館資料の管理、館内閲覧や館外貸出等の業務 ○ 学校図書館を活用した教科等の指導に関する支援
位置付け	教諭等をもって充てる。《学校図書館法第5条第2項》	※ 制度上の規定なし ○ 現に置かれている職員は、学校教育法上は、学校事務職員《学教法第37条第1項・第14項等》又は「その他必要な職員」《学教法第37条第2項等》として任用。
資格	司書教諭の講習(5科目10単位)を修了した者。《学校図書館法第5条第2項》	※ 制度上の資格の定めなし ○ 各地方公共団体における採用時には、それぞれの実情に応じ、司書や司書教諭、教諭免許状、相当実務経験等の資格を求める等の資格要件を定めて募集

102

学校司書の配置状況

学校司書の配置状況については、元来配置率が高い高等学校においては僅かながら低下する傾向にあるが、小・中学校で増加傾向にあり、基本的な行政需要として各自治体から認識されつつあると考えられる。

		学校数 (A)	学校司書配置学校数		学校司書の勤務形態	
			(B)	割合 (B/A)	常勤職員数	非常勤職員数
小学校	平成20年	21,809	8,340	38.2%	1,580	7,081
	平成26年	20,431	11,097	54.3%	2,065	9,573
中学校	平成20年	10,684	4,188	39.2%	1,190	3,325
	平成26年	10,370	5,499	53.0%	1,417	4,482
高等学校	平成20年	5,102	3,625	71.1%	3,371	599
	平成26年	4,966	3,201	64.5%	2,826	931

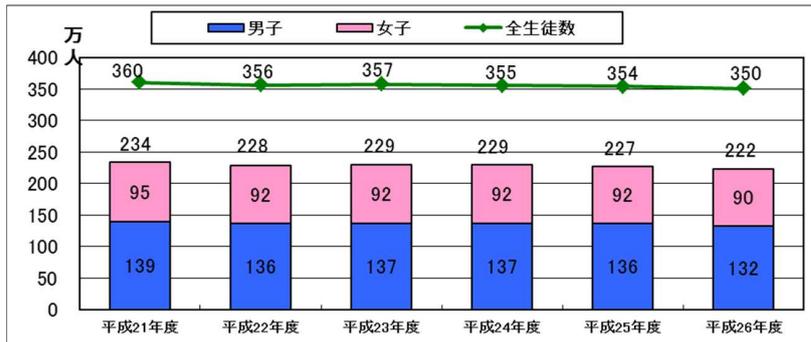
「学校図書館の現状に関する調査」より

(数値は各年5月1日現在)

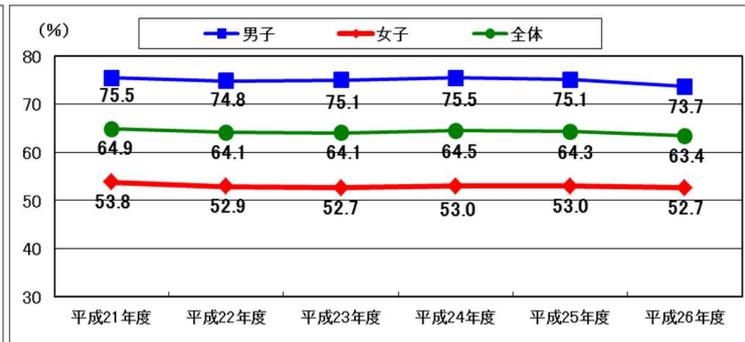
103

運動部活動の状況(参加生徒数・参加率の推移)

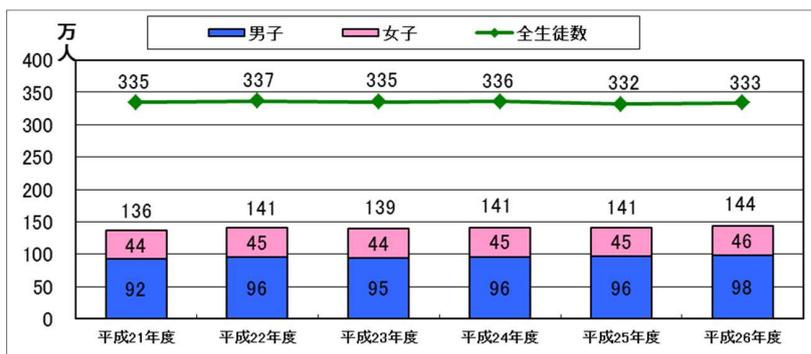
○中学校における運動部活動参加生徒数



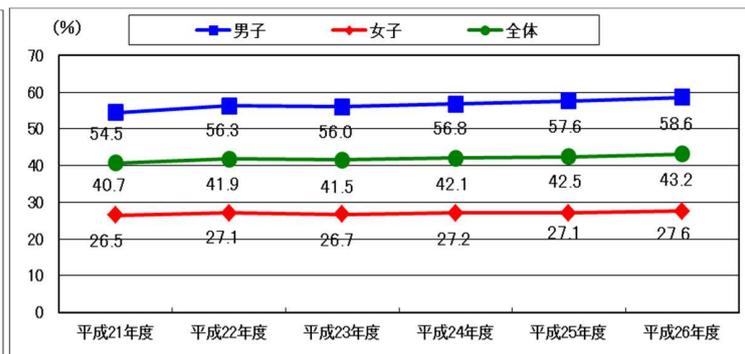
○中学校における運動部活動の参加率



○高等学校における運動部活動参加生徒数



○高等学校における運動部活動の参加率

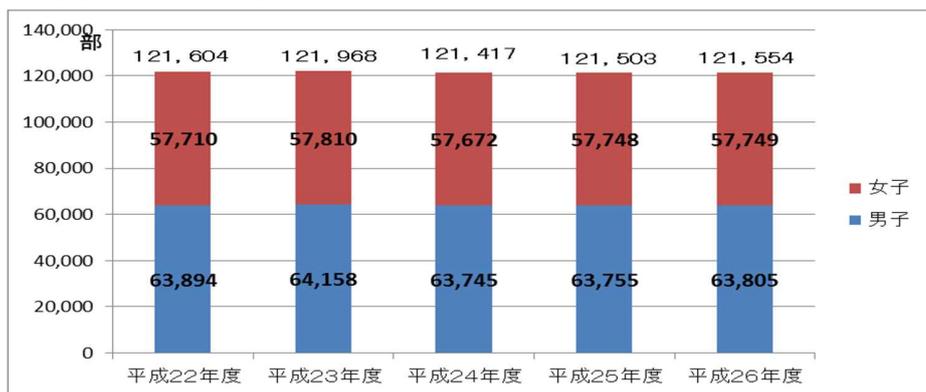


中学校:(公財)日本中体連調べ(全国中学校体育大会種目のみを合計)

高等学校:(公財)全国高体連及び(公財)日本高野連調べ(インターハイ種目及び硬式野球・軟式野球を合計)

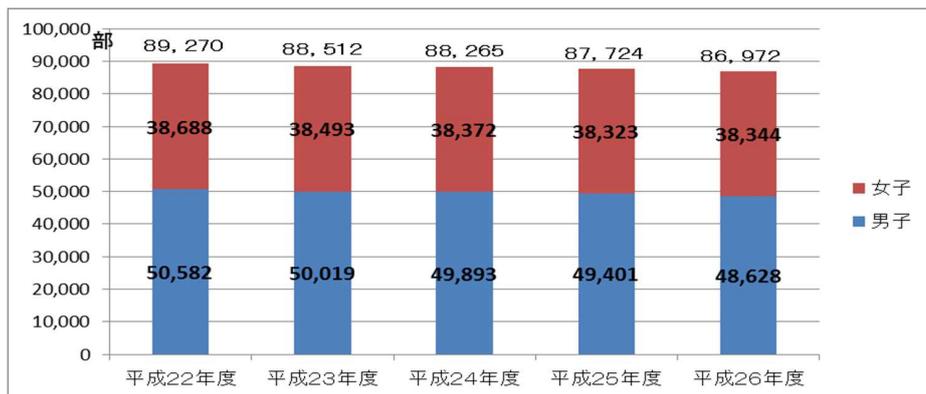
運動部活動の状況(運動部数の推移)

○中学校における運動部数



中学校・学校数	
平成22年度	10,815
平成23年度	10,751
平成24年度	10,699
平成25年度	10,628
平成26年度	10,557

○高等学校における運動部数



高等学校・学校数	
平成22年度	5,116
平成23年度	5,060
平成24年度	5,022
平成25年度	4,981
平成26年度	4,963

※学校数は、学校基本統計調べ(文部科学省HPより)

中学校:(公財)日本中体連調べ(加盟競技及び参考競技を合計)

高等学校:(公財)全国高体連及び(公財)日本高野連調べ(加盟種目及び専門部以外種目、硬式野球・軟式野球を合計)

中学校・高等学校における主な競技別運動部数の推移

中学校における主な競技別運動部数の推移

(単位:部)

	競技名	平成14年	平成20年	平成26年	(26年-14年)		(26年-20年)	
					増減数	増減率(%)	増減数	増減率(%)
男子	軟式野球	8,945	8,978	8,784	△ 161	△ 1.8	△ 194	△ 2.2
	バスケットボール	7,508	7,255	7,210	△ 298	△ 4.0	△ 45	△ 0.6
	卓球	7,395	7,052	6,816	△ 579	△ 7.8	△ 236	△ 3.3
	サッカー	6,984	6,980	7,003	19	0.3	23	0.3
	陸上競技	6,627	6,301	6,509	△ 118	△ 1.8	208	3.3
女子	バレーボール	9,041	8,770	9,865	824	9.1	1,095	12.5
	バスケットボール	7,486	7,495	7,419	△ 67	△ 0.9	△ 76	△ 1.0
	ソフトテニス	7,609	7,336	7,089	△ 520	△ 6.8	△ 247	△ 3.4
	陸上競技	6,497	6,176	6,210	△ 287	△ 4.4	34	0.6
	卓球	6,458	5,916	5,900	△ 558	△ 8.6	△ 16	△ 0.3

出典:公益財団法人日本中学校体育連盟調べ

高等学校における主な競技別運動部数の推移

(単位:部)

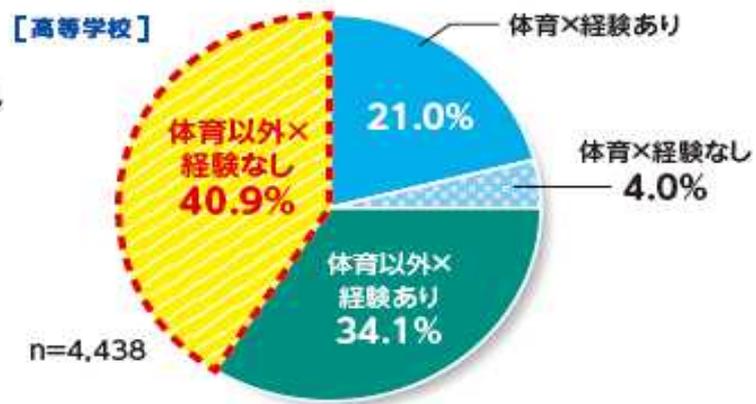
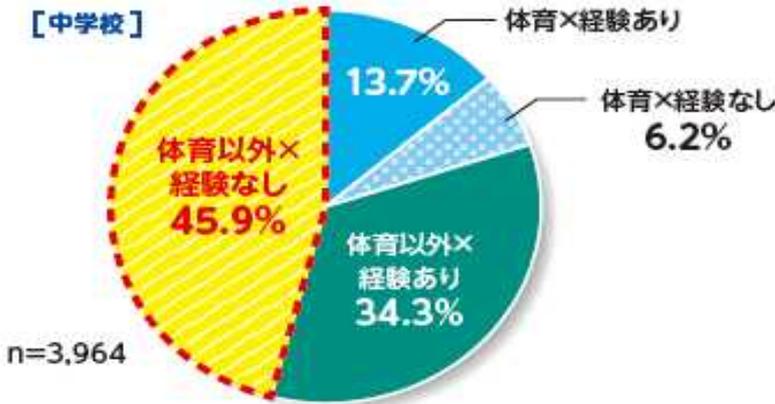
	競技名	平成14年	平成20年	平成26年	(26年-14年)		(26年-20年)	
					増減数	増減率(%)	増減数	増減率(%)
男子	硬式野球	4,218	4,163	4,030	△ 188	△ 4.5	△ 133	△ 3.2
	バスケットボール	4,369	4,238	4,023	△ 346	△ 7.9	△ 215	△ 5.1
	サッカー	4,250	4,082	3,905	△ 345	△ 8.1	△ 177	△ 4.3
	陸上競技	4,319	4,058	3,979	△ 340	△ 7.9	△ 79	△ 1.9
	卓球	3,802	3,844	3,590	△ 212	△ 5.6	△ 254	△ 6.6
	バレーボール	4,310	4,096	3,831	△ 479	△ 11.1	△ 265	△ 6.5
女子	バスケットボール	3,960	3,875	3,755	△ 205	△ 5.2	△ 120	△ 3.1
	陸上競技	3,974	3,733	3,718	△ 256	△ 6.4	△ 15	△ 0.4
	バドミントン	3,398	3,428	3,293	△ 105	△ 3.1	△ 135	△ 3.9
	剣道	3,257	2,968	2,820	△ 437	△ 13.4	△ 148	△ 5.0
	バレーボール	4,310	4,096	3,831	△ 479	△ 11.1	△ 265	△ 6.5

出典:公益財団法人全国高等学校体育連盟及び公益財団法人日本高等学校野球連盟調べ

運動部活動指導者の実情

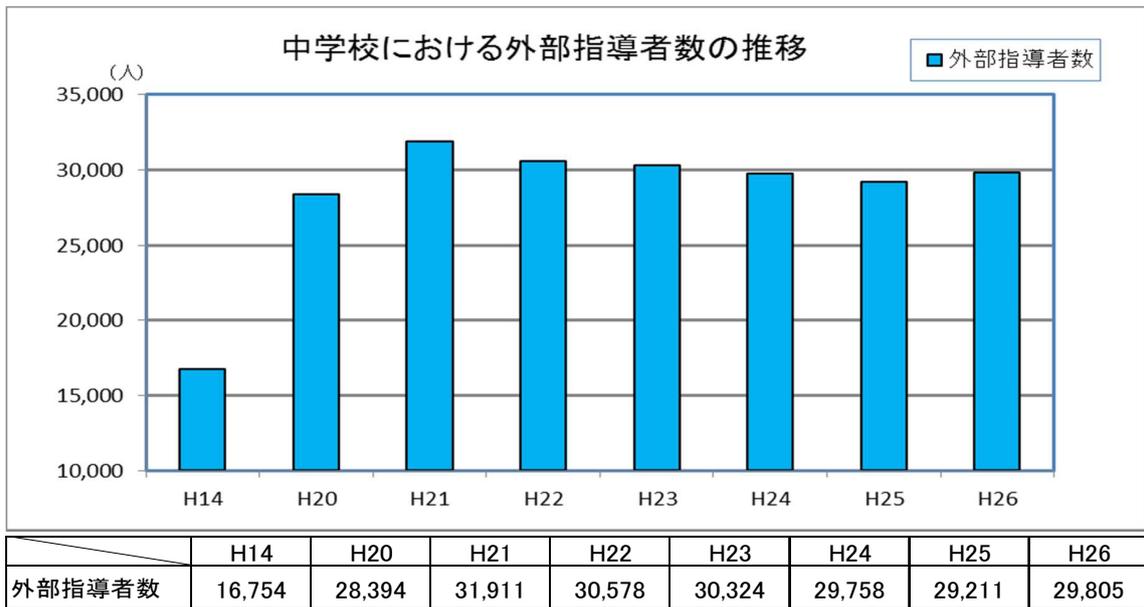
担当教科×現在担当している競技の過去経験の有無

- 体育×経験あり:「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- 体育×経験なし:「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」
- 体育以外×経験あり:「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- 体育以外×経験なし:「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」



(公財)日本体育協会調べ
学校運動部活動指導者の実態に関する調査(平成26年7月)

中学校の運動部活動における外部指導者の数は、平成14年度の16,754人から、平成26年度は約1.8倍の29,805人に増加している(13,051人の増)。



中学校における外部指導者数((公財)日本中体連調べ)

運動部活動指導の工夫・改善支援事業

(前年度予算額 : 301,630千円)
27年度予算額 : 301,630千円

現状

- 学習指導要領において、部活動を**学校教育の一環**として明確に位置づけ
- 平成24年12月の桜宮高校での体罰事案を発端として、**運動部活動での体罰等が社会問題化**
- 教員数減、高齢化により、**練習や引率の負担増**、加えて組織的な指導体制の整備、適切な指導内容・方法の定着、体系的な**資質向上の取組が不十分**
- 指導の高度化、専門化が求められる一方**顧問の約半数は担当する運動部活動の競技経験なし**
- 全国体力・運動能力等調査によると、一週間の運動時間の分布は二極化しており、特に、**中学校女子のおよそ5分の1がほとんど運動していない**

目指す方向

指導体制の工夫改善

生徒の自発的取組につながる
指導内容・方法の研究・定着

体罰根絶と指導内容・方法の改善に
つながる資質向上の場の整備

事業の概要

スポーツ医・科学等を活用した高度な運動部活動指導体制の構築

運動部活動等推進委員会

- ・スポーツ医・科学で先見的な知見を有する指導者等の確保及び整備
- ・取組の推進や事例研究等

報告 ↑ ↓ 方向性の示唆

具体的活動

- ・退職教員等、教職経験者の活用
- ・スポーツ医・科学で専門的な知見を有する者の活用
- ・オリ・パラ出場経験者等、模範となる者の活用

都道府県・指定都市教育委員会(27箇所)

女子生徒の参加しやすい運動部活動づくり等の多様な運動部活動づくりに向けた指導内容・方法の工夫改善

地域実践研究協議会

- ・関係団体等との連携協力体制の構築
- ・取組の推進や事例研究等

報告 ↑ ↓ 方向性の示唆

具体的活動

- ・女子の参加しやすい運動部活動づくりの実施
- ・選択の幅を広げるため中体連大会、インターハイ種目以外の運動部活動等の実施
- ・複数種目等、多様な形態の運動部活動づくりに向けた指導内容・方法の工夫改善

都道府県・市区町村教育委員会(18箇所)

運動部活動顧問の資質向上

- ・運動部活動における体罰根絶にむけた取組の徹底と科学的指導方法等の習得による指導者養成を各競技毎に実施
- ・運動部活動の場における指導内容・方法の改善につながる資質向上のため、習熟度別研修等を実施

都道府県・指定都市教育委員会(67箇所)、民間団体(2団体)

運動部活動指導者サミットの開催

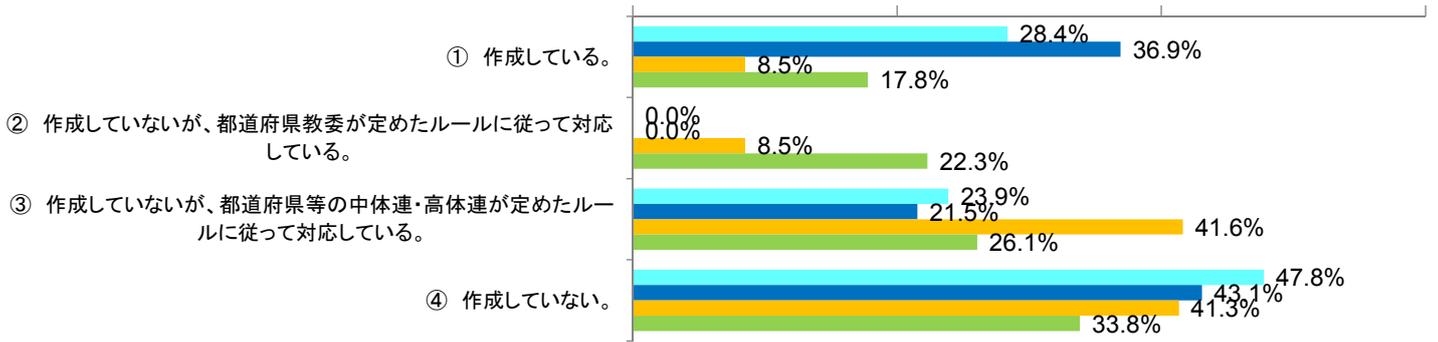
- ・各委託事業の好事例の共有
- ・「運動部活動での指導のガイドライン」の具現化等により、体罰根絶にむけた指導の在り方の紹介
- ・体系的な資質向上のための研究協議等の場の整備

運動部活動における体罰を根絶するとともに
適切な内容・方法による運動部活動を推進

部活動指導者・顧問についての統一的なルール作成の有無

統一的なルール作成の有無

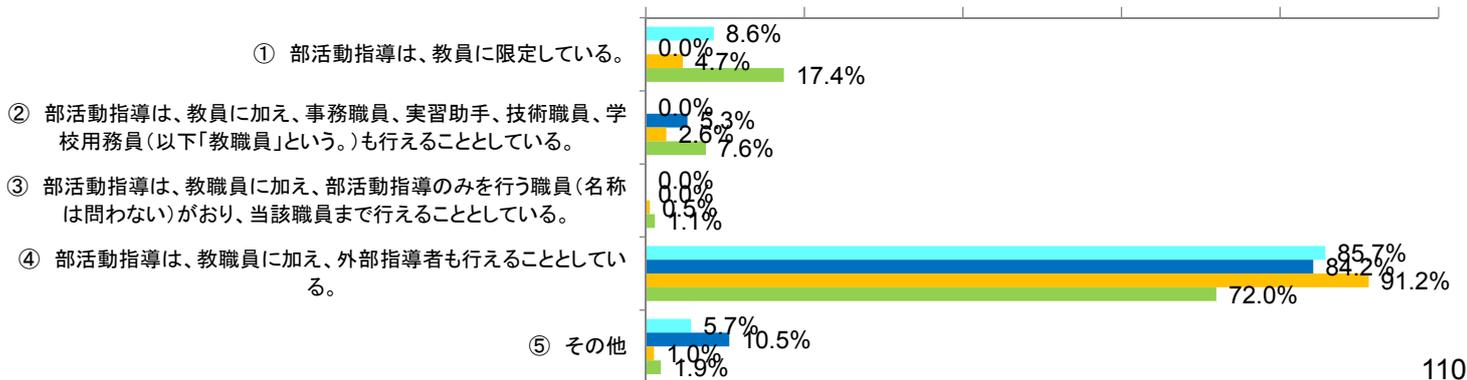
■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=67) ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=66) ■ 調査対象市区町村(N=329) ■ 調査対象学校(N=399)



文部科学省調べ(H27. 5)

統一的なルールの内容

■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=35) ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=38) ■ 調査対象市区町村(N=193) ■ 調査対象学校(N=264)



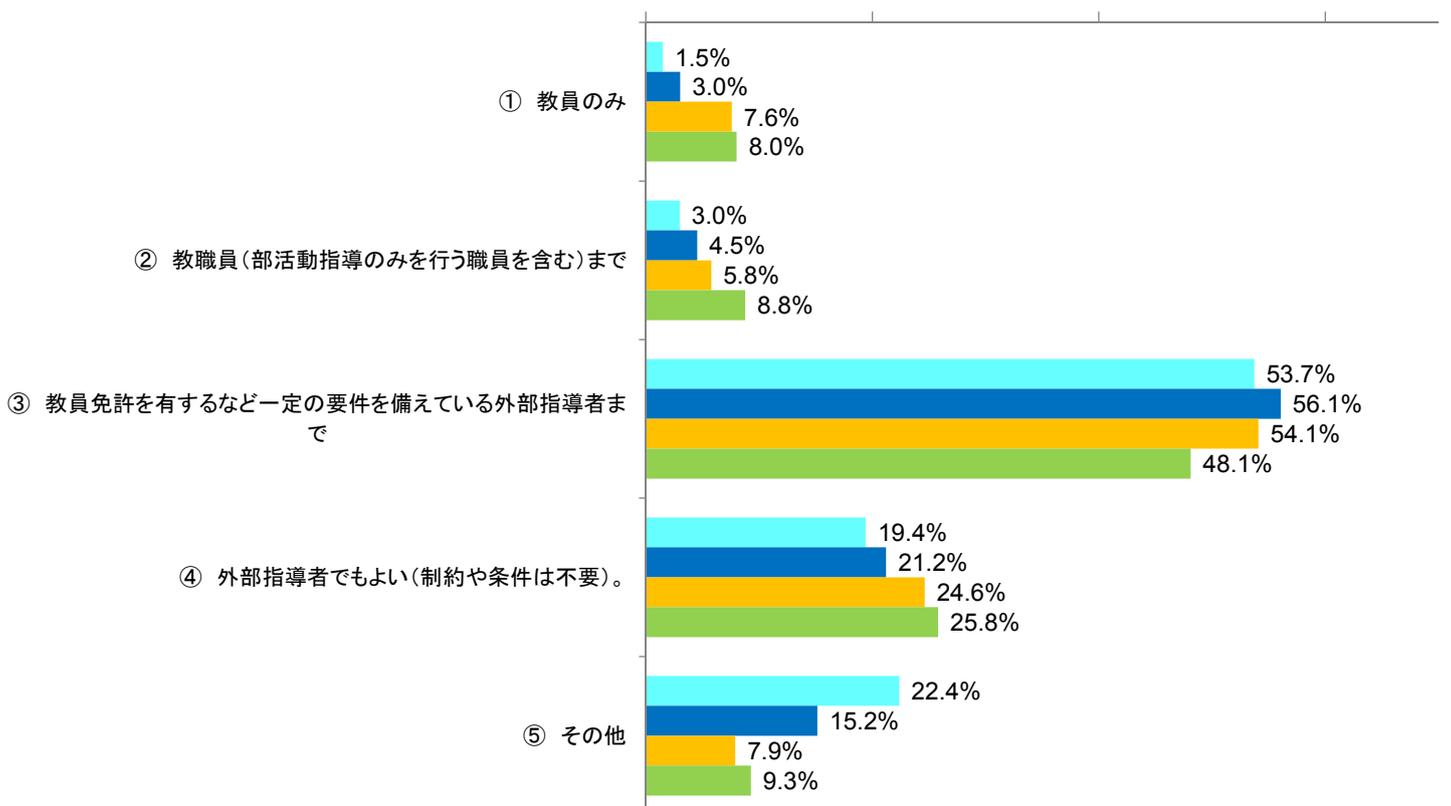
110

文部科学省調べ(H27. 5)

部活動指導者等の在り方①

部活動指導の望ましい範囲

■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=67) ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=66) ■ 調査対象市区町村(N=329) ■ 調査対象学校(N=399)

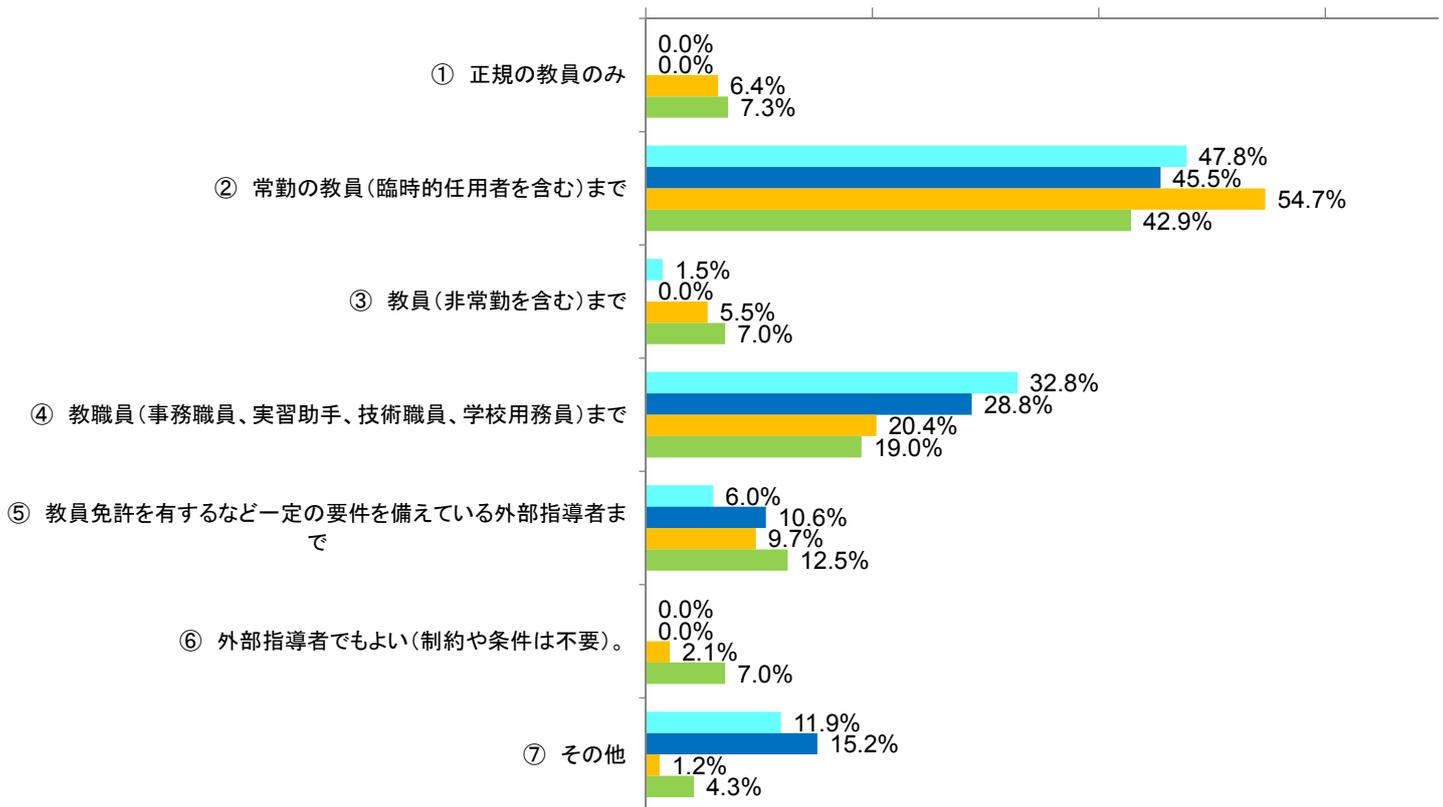


文部科学省調べ(H27. 5) 111

部活動指導者等の在り方②

顧問の望ましい範囲

■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=67) ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=66) ■ 調査対象市区町村(N=329) ■ 調査対象学校(N=399)

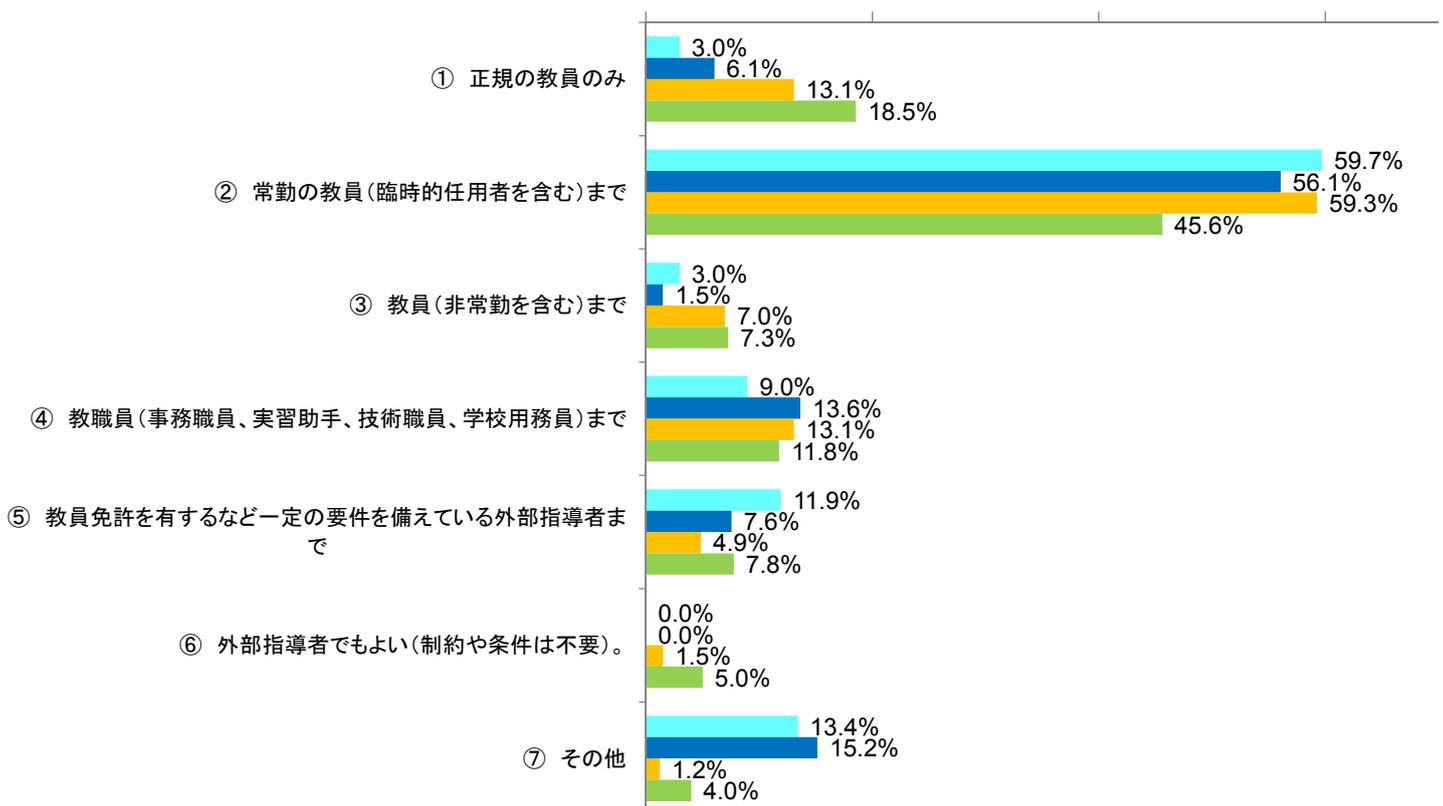


文部科学省調べ(H27. 5)112

部活動指導者等の在り方③

単独での引率を認める範囲

■ 都道府県市(小学校・中学校)(N=67) ■ 都道府県市(高等学校・特別支援学校)(N=66) ■ 調査対象市区町村(N=329) ■ 調査対象学校(N=399)



文部科学省調べ(H27. 5)113

部活動外部指導者派遣事業・部活動顧問派遣事業 (名古屋市の例)

(1) 事業の目的

○ 部活動外部指導者派遣事業

部活動の一層の充実を図るため、部活動外部指導者を学校へ派遣し、部活動の専門的技術指導を行う。

○ 部活動顧問派遣事業

名古屋市立中学校に部活動顧問を派遣することにより、部活動の充実を、活性化を図る。

(2) 派遣事業の経緯

外部指導者派遣事業(S61～)

①事業開始(S61～、中学校の柔道・剣道)

教員顧問の技術的補助

(学級数の減少→形式だけの教員顧問→指導の専門性に問題)

②中学校・高等学校の全部活動に拡大(H2～)

③小学校に拡大(H5～)

顧問派遣事業(中学校・H16～)

①外部顧問のみによる単独指導ができる制度として開始

②小学校に拡大(H26～)

出典 : 平成27年3月27日 チーム学校作業部会
名古屋市教育委員会 スポーツ振興課 岩田指導主事 提出資料

114

部活動外部指導者派遣事業・部活動顧問派遣事業 (名古屋市の例)

(3) 身分取り扱いと役割

	外部指導者	外部顧問
身分取扱	学校協力者	非常勤特別職(市教委委嘱)
謝金・報酬	謝金 小: 2,700円/回 中: 3,600円/回	報酬 中: 48,000円/月 小: 36,000円/月
位置付け	教員の指導補助【単独指導不可】	教員に替わって指導【単独指導可】
役割	教員の指導方針に沿った専門的な技術指導の補助	学校の指導方針に沿った部活動指導全般、大会の引率・指導・監督

(4) 指導の内容

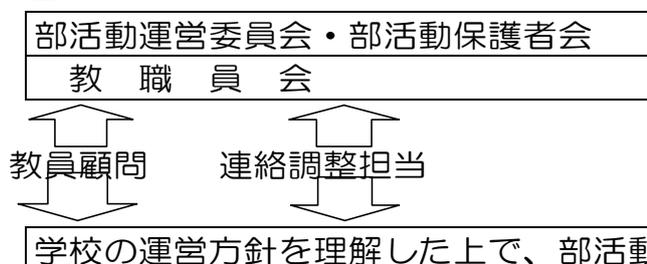
①技術指導 ②下校時刻・方法 ③活動場所 ④部室・更衣室の使い方

⑤服装 ⑥持ち物 ⑦安全な活動 ⑧予定等の連絡

※ 怪我の情報は、家庭と学校が共有する。【特に頭部外傷(脳しんとう等)】

※ 熱中症等についても十分配慮する(活動時間帯)

(5) 連携



出典 : 平成27年3月27日 チーム学校作業部会
名古屋市教育委員会 スポーツ振興課
岩田指導主事 提出資料

115

ALTの任用・契約形態別人数

校種／形態	JET プログラム	直接任用	労働者 派遣契約	請負契約	その他	合計
小学校 (小学校のみ)	2,040人 (416人)	1,683人 (796人)	1,033人 (601人)	1,607人 (918人)	3,800人 (3,623人)	10,163人 (6,354人)
中学校 (中学校のみ)	2,345人 (664人)	1,405人 (512人)	1,126人 (693人)	1,516人 (819人)	594人 (410人)	6,986人 (3,098人)
高等学校 (中学校等と兼務)	1,389人 (1,320人)	178人 (165人)	116人 (109人)	291人 (280人)	240人 (232人)	2,214人 (2106人)

※「平成26年度英語教育実施状況調査」の結果より(括弧外の数値は、小中高で重複あり)

※平成26年度より、「その他」(ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材)に日本人も含めて調査を実施。

計 ※兼務を除く純人数	4,093人 (26.5%)	2,373人 (15.3%)	1,842人 (11.9%)	2,717人 (17.6%)	4,450人 (28.8%)	15,475人
----------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	---------

各学校段階における外国語の総授業時数に占めるALTとチームティーチングを行った授業時数の割合を示す。

ALTの活用率

	小学校5、6年生	中学校	高等学校
ALTの外国語の授業における活用率	58.4%	21.9%	10.0%

※「平成26年度英語教育実施状況調査」の結果より(平成26年度計画) 116

JETプログラムに係る地方財政措置について

背景

学習指導要領では、外国語の授業において、児童生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得て、チーム・ティーチングなどの授業を積極的に取り入れ、児童生徒のコミュニケーション能力を育成するとともに、国際理解を深めるようにすること等、指導体制等の工夫が求められている。

また、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」では、平成30年度から段階的に小学校における英語教育の開始時期の早期化、教科化、授業時数増等を実施する方向で検討しており、開始時期の早期化や授業時数増に伴い、外国語指導助手(ALT)が教員を補助する授業コマ数も増加する予定。

<従来(平成25年度)>

◎JETプログラム

外国語教育の充実と地域レベルでの草の根の国際交流の進展を図り、諸外国との相互理解を増進するとともに、わが国の国際化の促進に資することを目的とし、語学指導等を行う外国青年を招致。

<平成25年度実招致人数: 4,372人>

※報酬、旅費等の必要な経費について、地方財政措置。

<課題1>JET招致人数の伸び悩みの一因

JET青年に対する生活面でのサポート体制構築が必ずしも十分ではない

<課題2>教育現場でのJET-ALTの課題

学校側との円滑なコミュニケーションが必ずしも十分でなく、JET-ALTの能力が最大限には発揮されていない

<改正(平成26年度)>

【JETプログラムに係る標準的な経費について、引き続き、地方財政措置】 (平成26年度地方財政措置額: 300億円程度)

都道府県(標準団体規模170万人)における標準的な経費として24,690万円を地方交付税措置

市町村(標準団体規模10万人)における標準的な経費として118万円を地方交付税措置した上で、市町村のJET青年実人員数 × 472万円を加算

【JETプログラムコーディネーターの配置(新規)】

(平成26年度地方財政措置額: 10億円程度)(上記300億円の内数)

JET-ALTの地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援するための人材であるコーディネーターの活用に必要な経費について、地方交付税措置

JETプログラムコーディネーターについての考え方

・1週あたり20時間(※)の職員を、おおむねJET青年10名あたり1名程度配置することが可能な規模を措置(全国計450名程度)。(※JET-ALT来日時に生活支援業務が繁忙になる等、年間を通じてばらつきあり。)

<都道府県(標準団体規模170万人)におけるJETコーディネーター人員を8人と想定し、標準的な経費として1,747万円を地方交付税措置>

・コーディネーターの主な業務内容は、JET青年の地域における生活や、日本人教師とのコミュニケーションの円滑化、教育現場における能力発揮、地域活動への積極的参加を始めとする地域レベルでの草の根の国際交流を支援。

(参考)コーディネーターの業務内容(例)

・JET-ALTが日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談 ・緊急事態(病気、事故等)への対応支援 ・JET-ALTと教委担当者や学校との連絡調整の支援

・平成26年度は、都道府県(出先機関等を含む)に配置されたコーディネーターが、都道府県内のJET青年(都道府県招致+市町村招致)を担当することを想定。

補習等のための指導員等派遣事業 (平成27年度予算:41億円 対前年度8億円増) ～多彩な人材の積極的参加による地域ぐるみの教育再生～

サポートスタッフ (地域のシルバー人材、子育て中の女性、退職教職員、大学生等) の充実 **10,000人 (対前年度2,000人増)**

〔イメージ〕



教師業務アシスタント

- 教材開発・作成など教師の授業準備や授業中の補助などの支援
- 体験活動の実施・計画時における指導・助言



進路アドバイザー (高等学校)

- 進路選択への支援
- キャリア教育支援
- 高等学校と関係機関との連携、調整



児童生徒学習サポーター

- 個別学習や課題別学習への対応
- 補充学習や発展的な学習への対応
- 小学校における英語指導への対応



多様な経験を持った地域人材等の参加によって、学校の教育力を向上

→ 「チーム学校」の構築へ

教師力向上支援員

- 経験の浅い教員に対する指導・助言
- 個別の教育課題に関するアドバイス
- 小学校における理科等の教材準備等の補助



学校生活適応支援員

- 小1プロブレム・中1ギャップへの対応
- 不登校・中途退学への対応
- 教育相談、家庭との連携



★教員とサポートスタッフの連携により、学校教育活動をより充実！

主な補助事業の例(H26年度)

- 授業における少人数指導と放課後の学習支援の組み合わせによる、**基礎学力の定着**。
- 児童数の多い複式学級の学力向上のため、教員免許を有する補助員を配置し、2人体制による**きめ細かな指導**を実施。
- 学習の定着や学習意欲が十分でない生徒、不登校生徒、中途退学者が多い高等学校における少人数指導や補習指導による、学び直しの支援。**

地域・学校の実情に応じて、その他の専門的な知見を持った人材の参加も促進し、「チーム学校」の構築を図る。

《補助金の概要》

主として学力向上を目的とした学校教育活動の一環として、多様な地域人材を配置する事業経費の一部を補助

○配置人数(予算額):8,000人→10,000人(41億円)【うち義務教育諸学校分:9,000人(37億円)、高等学校分:1,000人(4億円)】

○事業主体:都道府県及び政令指定都市

○補助割合:1/3

学校と地域の連携